

下級裁判所裁判官指名諮問委員会名古屋地域委員会（第12回）議事要旨

（名古屋地域委員会庶務）

第1 日時

平成19年11月15日（木）午前9時30分から午前10時10分まで

第2 場所

名古屋高等裁判所中会議室

第3 出席者

（委員長）熊田士朗（裁）

（委員）麻生光洋（検），大島宏彦（学），河野正憲（学・委員長代理），
田中清隆（弁）

（庶務）白木名古屋高裁総務課長，守山名古屋高裁総務課課長補佐

（説明者）白井名古屋高裁事務局長

第4 議題

平成20年2月から9月までの再任（判事任命）候補者に係る情報の取扱い
について

第5 議事（進行）

1 議事要旨の確定について

下級裁判所裁判官指名諮問委員会名古屋地域委員会議事要旨（第11回）を
確定した。

2 説明事項等

(1) 説明者の出席

裁判官の任命手続及び名古屋高裁管内の実情等について説明を受ける必要
があることから，白井名古屋高裁事務局長が説明者として出席することが了
承され，入室した。

(2) 情報提供の依頼方法及び提出された情報に関する説明

庶務から、情報提供の依頼方法（依頼先、周知文書の内容等）及び提出された情報（提出者、提出方法等）について説明がなされた。

3 情報の取扱いについて

提供された情報には、弁護士から提供された個別に封緘された情報が複数あり、これらは、愛知県弁護士会副会長が、名古屋高裁総務課に持参して提出された。

これらの情報については、当地域委員会からの弁護士会に対する周知依頼文書において留意事項として明記した内容（情報は各弁護士個人から直接当地域委員会に提出してもらう）とは異なる方法で提出されたものであり、情報の秘密保持等の点から問題はあるが、いずれも、このことのみをもって中央の委員会に送付すべき対象から排除するといった取扱いまではしないこととされた。

なお、弁護士委員から、これらの情報について、弁護士が弁護士会事務局に置いていってしまったものであり、情報提出期限が迫っていたことから、提出した弁護士に返還することなく弁護士会館にたまたま居合わせた副会長が高等裁判所総務課に持参したというのが提出の経緯と聞いているとの説明があり、今後は、弁護士会事務局に対しても、情報の提出方法について徹底させておくとの発言がなされた。

4 個別情報に関する審議

消極情報の一部について、「個別の事案における合議体での判断に関するものと思われるが、参考までに送付する。」旨の当地域委員会としてのコメントを付した上で、同一候補者に対して提出された積極情報と併せて、中央の委員会に送付することとされた。

残りの消極情報については、「個別の事案における裁判官の判断に関する意見や、個別事案の一方当事者の抽象的な感想に止まるものであり、いずれも参考までに送付するが、直接、適否に結びつく情報ではない。」旨の当地域委員

会としてのコメントを付した上で，中央の委員会に送付することとされた。

5 中央の委員会への報告について

中央の委員会に対しては，従前どおり，情報の内容及び当地域委員会のコメントを整理した一覧表に，原情報の写しを添付した状態で送付することとし，最終的な報告文書等の文面等については，委員長及び委員長代理に一任することとされた。

6 次回地域委員会の予定等について

次回の地域委員会は，平成20年2月20日（水）午前9時30分に開催することとされた。

また，次々回は，同年5月19日（月）午後1時30分に開催することとされた。

以上